



保だより

NO.71

発行：野田市 国保年金課 ☎ 7125-1111 内線 3115～3121 平成24年7月1日

新しい保険証を送付します

現在お使いの保険証の有効期限は、平成24年7月31日となっています。

新しい保険証は、7月9日に世帯主あてに「簡易書留郵便」で発送します。

8月1日からは新しい保険証を提示してください。

新しい保険証は簡易書留で

新しい保険証は、世帯主あてに、同一世帯の加入者全員分を同封し、簡易書留郵便で発送します。同一世帯でも、一般被保険者と退職被保険者、資格証明書交付世帯の大人と高校生世代以下は、それぞれ別封筒となります。

保険証を受け取りましたら、氏名、住所、生年月日などの記載内容と、加入者全員分が届いているか確認をお願いします。なお、新しい保険証の記号番号は、7桁から8桁に変更しています。

国保年金課等の職員を名乗る者から、医療費の還付や手続を装った不審電話が多発しています。これらは、振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

【問合せ先】野田警察署

TEL 7125-0110

還付金詐欺にご注意

少しでも「おかしい」と思つたら…

- 口座番号や暗証番号などは教えない
- 相手の名前、電話番号を聞く
- 教えられた電話番号に電話しない

配達時不在の場合は

また、新しい保険証は、6月14日現在の国保加入状況により作成されています。6月15日以降に、資格喪失届をした方や、住民票の異動届（転出・転居等）を出された方にも、届出前の内容で保険証を郵送する場合があります。該当する方は、国保年金課、関宿支所若しくは各出張所へ保険証の返還をお願いします。

郵便局から「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されていた場合は、必ず保管期間内に再配達の連絡をされるか、郵便局の窓口で運転免許証・保険証などの本人確認ができるものを持参の上、お受け取りください。

国保の喪失届出を

他の健康保険に入っているのに保険証が届いた場合は、ご自身で国保をやめる手続をしてください。市に返送となるため、国保年金課までお問合せください。

忘れずに届出をしてください。※職場の健康保険などに加入された方は、職場から交付された保険証（被扶養者分を含む）と国保の保険証を持参の上、すみやかに国保年金課、関宿支所若しくは各出張所に届出をしてください。

新保険証(一般被保険者用)見本

7桁から8桁に変更

国民健康保険 被保険者証		有効期限 平成**年**月**日
		記号 野田 番号 *****
氏名 野田 国男		性別 男
生年月日	昭和**年**月**日	
住所	野田市鶴志町7番地の1	
世帯主氏名	野田 国男	
資格取得年月日 平成**年**月**日 交付年月日 平成**年**月**日		一部負担金の割合 3割
保険者番号 120089 保険者名 千葉県野田市 印		

(一般被保険者用：若草色 退職被保険者用：さくら色)

限度額適用認定証等の更新手続を忘れずに

限度額適用認定証または標準負担額減額認定証をお持ちの方は、更新の手続きが必要になります。引き続き必要な手方は忘れずに申請してください。

■限度額適用認定証について

ひと月の医療費の自己負担額が高額となつた場合、自己負担限度額(下表)を超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。しかしこの制度は、一旦高額な医療費を窓口で支払う必要があります。

一方、限度額適用認定証は、あらかじめ交付を受け、医療機関などの窓口に提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができ、一度に多額のお金立て替える必要がなくなります。

■自己負担限度額について

高額療養費の自己負担限度額は、毎年8月から、国保加入者及び世帯主の方の前年の所得によつて下表のとおり区分が判定されます。国保加入者の中に1人でも未申告の方がいると正しく判定できません。収入のない方についても、所得申告をされなければ住民税非課税の区分には該当しません。

国保加入者及び世帯主の方は、収入がない場合であつても必ず収入0円等の市民税申告をしてください。
※世帯の国保加入者に資格及び所得の変更等の異動が生じると区分が変わることがあります。

◆高額療養費の自己負担限度額◆

●70歳未満の人の場合

区分	自己負担限度額（月額）	【4回目以降の限度額】
上位所得者※1	150,000円 + (医療費の総額 - 500,000円) × 1%	【83,400円】
一般	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	【44,400円】
住民税非課税世帯	35,400円	【24,600円】

※1 同一世帯のすべての国保被保険者（擬制世帯主を除く）の所得（総所得金額などから33万円を差し引いた額）の合計額が600万円を超える世帯



●70歳以上75歳未満の人の場合

区分	外来の限度額（個人単位）	入院+外来の限度額（世帯単位）
現役並み所得者※2	44,400円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【4回目以降は44,400円】
一般	12,000円※5	44,400円 ※5
低所得Ⅱ※3	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※4	8,000円	15,000円

※2 保険証の負担割合が3割の人

※3 同一世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の人

※4 同一世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

※5 平成25年4月から変更される予定

千葉県国民健康保険団体連合会では、健康づくりに対する意識や関心を高めることを目的に、「第9回健康づくり絵画コンテスト」を実施します。最優秀賞に選ばれた作品は、絵画をポスターにして関係各所に配布されます。是非ご応募ください。

**小学生絵画コンテスト
作品募集のお知らせ**

【テーマ】健康づくりに関すること
【対象者】県内在住または就学中の小学生以下

【応募規定】

- ・個人作品で未発表のもの
- ・食生活・運動・休養・飲酒など
- ・用紙は4ツ切画用紙を縦に使用
- ・文字は入れないこと
- ・作品裏面に
- ・①学校名 ②学年 ③氏名
(ふりがな)を記入すること

【締切】平成24年9月7日（金）必着

【入賞作品】最優秀賞他、参加賞

【主催、提出先及び問合せ先】

TEL 043-254-7355
千葉市稻毛区天台6-4-3
千葉県国民健康保険団体連合会
事業課保健事業係
〒263-0016

7月13日

納税通知書を発送

24年度の国保税率等は据置き

納税通知書は世帯主に

区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
所得額	7.16%	1.84%	1.5%
資産額	5%	なし	なし
均等割額	26,200円	10,000円	12,200円
平等割額	25,000円	なし	なし
課税限度額	51万円	14万円	12万円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象

※国保税率等は、23年度と同じ

- ①督促・催告が行われます
 - ②短期被保険者証が交付されます
 - ③資格証明書が交付されます
- 通常の保険証の代わりに、有効期間が短い「短期被保険者証」が交付されます。「短期被保険者証」は、有効期間が4か月となるため、頻繁に更新手続が必要になります。
- 通常の保険証の代わりに、被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付されます。

国保は、一人ひとりが被保険者ですが加入は世帯ごとなるため、世帯主が納税義務者となります。また、世帯主が会社等の健康保険に入加入しており、国保に加入されていない場合でも、同一世帯の中にいる人でも国保に加入されている方がいれば、世帯主が納税義務者となります。

納期内納付にご協力を

国保制度は、加入者が病気やけがをしたときに安心して病院などで診療が受けられるよう国保税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。国保税は、この制度を維持していくため、国・県からの負担金とともに貴重な財源ですので、必ず納期内に納付くださいますようご協力をお願いします。

なお、今年度の国保税率等は、据置きとなつております。

■国保税を滞納すると

- ①督促・催告が行われます
- ②納期限を過ぎると、延滞金などを徴収される場合があります。

「資格証明書」…被保険者の資格は証明されても、医療費は一旦全額負担になります。

④滞納処分が行われます

滞納が続くと法律により給与・預貯金などの差押えを行います。

⑤その他の措置

高額療養費の限度額適用認定証の交付が受けられません。

国保の給付が全部、または一部が差し止めになる場合があります。

■納付相談を

特別な事情があり納期どおりに納めることができない場合は、早めに納付相談に納めに行くことが可能になります。



市では、ジェネリック医薬品を選択しやすいように、「ジェネリック医薬品お問い合わせカード」を作成しています。カードは、保険証新時に同封している小冊子「国保のしおり」に印刷されていますので、切り取って医療機関等の窓口でご提示ください。

ジェネリック医薬品で医療費を節約しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、厚生労働省が新薬（先発医薬品）と同等と認めた医薬品です。新薬の特許満了後に、有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同じものとして新たに製造・販売される安価な医薬品です。ジェネリック医薬品を使用することによって新薬に比べ2割から7割程度の医療費の節約になります。

また、製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上もあります。

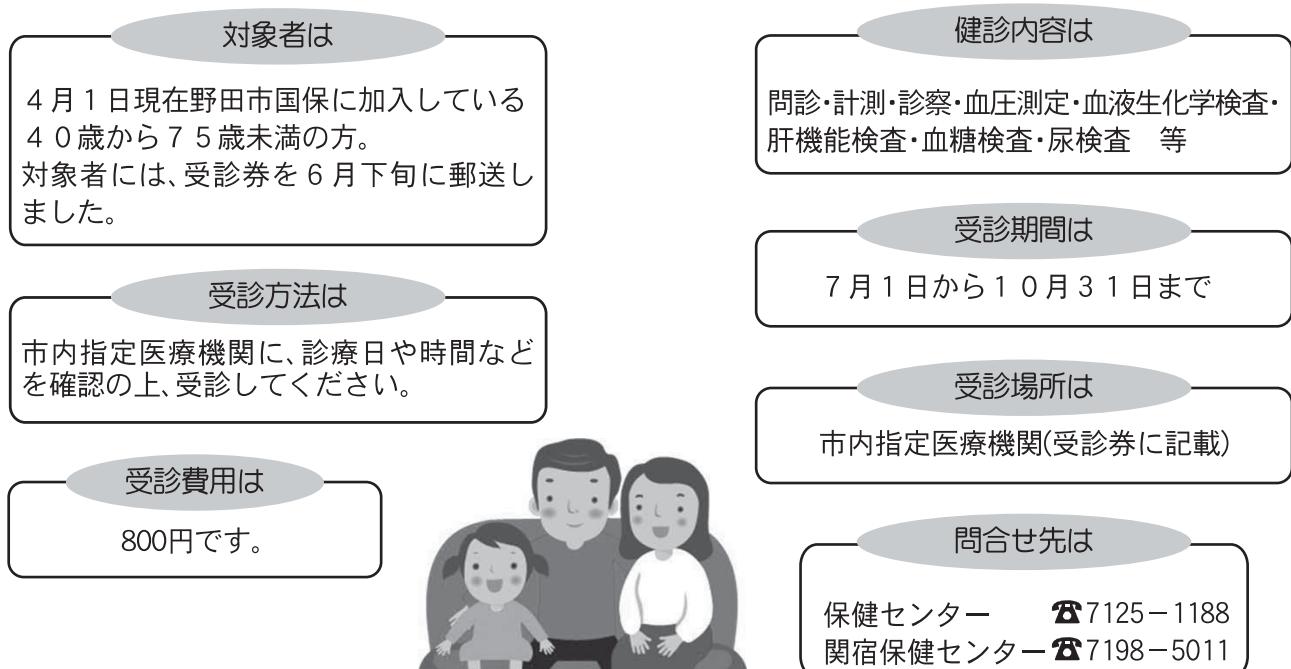


希望カードの参考例

あなたの健康を守るために、特定健康診査を受けましょう

特定健康診査は、国保に加入する40歳から75歳未満の方を対象として、生活習慣病の早期発見・予防・早期治療を目的に実施しています。特定健康診査を受けることは、ご自身の生活習慣病の発症リスクや総合的な健康状態を知るチャンスです。この機会にぜひ健診を受けてみましょう。

職場等の健康保険に加入している方は、所属の健康保険組合等にお問合せください。



■特定健診Q&A

Q 每年健診を受ける必要はないと思いますが。

A 特定健診は、生活習慣病を早期に発見し、重症化を防ぐ第一歩になります。検査結果の数値がどれくらい変化しているかを毎年比較することによって、よりきめ細かく自分の体の状態をることができます。少なくとも年1回は健診を受けてください。

Q 体も健康で健診の必要がないように思います。

A 病気は自覚症状がないまま進行してしまう場合があります。気付いた時には手遅れという事態にならないように、健診で早期発見に努めましょう。



This diagram shows the relationship between National Health Insurance (国保) and individuals (本人) regarding medical expenses.

Key components shown:

- 国民健康保険被保険者証 (National Health Insurance Card):** Shows the name of the insurance company (野田市) and the portion of the cost covered by the insurance (3割).
- 一部負担金の割合 (Copay percentage):** 3割 (30%)
- 医療費10割 (Medical expense 10 times):** Example: 10,000円
- 保険者が支払う部分 (Insurance company's share):** Example: 7,000円
- 本人が支払う部分 (Individual's share):** Example: 3,000円

Text on the right side of the diagram:

保険証は、「本人が負担する割合」と残りの医療費は「どの健康保険が支払うか」が書いてある大切な証明書なんだ。

こうほ博士の 国保がん講座

Q 保険証つてなあに?の巻

Q こくほ博士、病院や薬局でなぜ毎月保険証を出さなくてはならないの?いつも通っているから、もう顔見知りなんだけど…。

そうだね。毎月提示するのは面倒かもしれない。でも、保険証提示は、本人確認のためだけではないんだよ。保険証を見てごらん?「一部負担金の割合」と「保険者名」が書いてあるだろう?ぼくのは「3割」「野田市」となってるよ。

そう。もし君が1万円の治療を受けたとするよと、病院は君の保険証を見て、「三千円を君に支払ってもらい、残り7千円は、野田市の国保に請求する」と判断するんだ。

こうほ博士 (Illustration of a doctor)